

ID: 5377

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第3条第1項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第3条（適用の除外）第1項の規定による			
標準処理期間	35日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日